

ここからは収入にかかわる所得税などについて説明していきます。  
所得税の前に、まず「所得」とはなにか説明していきます。

## 1.4 所得とは

▶▶ 所得とは、収入から経費を引いたもの。

所得とは、1年間の収入から必要経費<sup>けいひ</sup>※を差し引いた金額のことです。たとえば、1年間の収入が300万円が必要経費が90万円ならば、所得は210万円となります。

$$\begin{array}{rcccl} \text{収入} & & \text{必要経費} & & \text{所得} \\ 300 \text{万円} & - & 90 \text{万円} & = & 210 \text{万円} \end{array}$$

※経費とは：事業を行う上で必要な費用のこと。

## 1.5 所得の種類

▶▶ 所得は、給与所得や事業所得など10種類に分類されている。

所得は、給与所得や事業所得など10種類に分類されています。図1.5.1に、10種類の所得とそれぞれの計算方法を示します。

### 例. 所得の合計（総所得金額の算出）

所得を合計（総所得金額<sup>※</sup>を算出）するときは、収入が10種類の所得のどれにあてはまるかチェックしたあと、それぞれに応じた計算方法で算出してから合計します。

※総所得金額とは：山林所得・退職所得を除く、各種所得の合計額のこと。山林所得・退職所得については分離課税。くわしくは巻末1.1に記載。

事業所得に関する収入が400万円（必要経費100万円）、不動産所得に関する収入が500万円（必要経費300万円）のとき、総所得金額は以下のとおりです。

$$\frac{(400 \text{万円} - 100 \text{万円})}{\text{事業所得}} + \frac{(500 \text{万円} - 300 \text{万円})}{\text{不動産所得}} = \frac{500 \text{万円}}{\text{総所得金額}}$$

所得の種類	内容	計算方法
利子所得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－元本取得に要した負債の利子の額
不動産所得	土地、建物などの不動産を貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
事業所得	商工業、農業など事業をしている場合の所得	総収入金額－必要経費
給与所得	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
山林所得	山林の立木などを売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地、建物、絵画、ゴルフ会員権などを売った場合の所得	総収入金額－資産の取得費・譲渡費用－特別控除額
一時所得	クイズの賞金、競馬の払戻金、生命保険契約の一時金などの一時的な所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	年金、恩給などの所得	収入金額－公的年金控除額
	営業でない賃金の利子などの上記所得に当てはまらない所得	総収入金額－必要経費

- ・ 給与所得は、特例として特定支出控除制度があります。
- ・ 譲渡所得は、短期と長期別に計算されます。
- ・ 長期譲渡所得の金額と一時所得の金額については、その合計額の1/2が総所得金額に算入されます。

図 1.5.1 所得の種類

## 1.6 給与所得控除

▶▶ 給与所得控除とは、給与収入から差し引く経費のようなもの。

給与所得控除とは、給与所得を算出するときに適用する控除のこと。給与収入に応じた金額を給与収入から差し引き（控除する）、給与所得を算出します。給与所得控除額は以下の図 1.6.1 に示す算式により求めます。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000円以下	550,000円
1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000円
3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 80,000円
6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 440,000円
8,500,000円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,000円超え	1,950,000円(上限)

図 1.6.1 給与所得控除

### 例. 給与所得の算出

給与収入金額 200 万円の場合、給与所得控除額は、

$$2,000,000 \text{ 円} \times 30\% + 80,000 \text{ 円} = 680,000 \text{ 円 (給与所得控除額)}$$

となります。したがって、給与所得は、

$$2,000,000 \text{ 円} - 680,000 \text{ 円} = 1,320,000 \text{ 円 (給与所得)}$$

となります。

## 1.7 所得税

▶▶ 所得税とは、個人の1年間の所得に対して課税される税金。

所得税とは、個人の1年間の所得に対して課税\*される税金であり、その税金額は所得の額に応じて決定されます。1年間の収入すべてに対して課税されるわけではなく、課税所得に対して税率をかけ、所得税を算出します。

\*課税とは：税金を割り当てること。課税所得は、税金を割り当てられる所得。

## ▶▶ 所得税の計算のやりかた

所得税の計算式を簡易的にあらわすと次のようになります（※くわしい計算方法は 1.10 に記載）。

$$\boxed{\text{総所得金額} - \text{所得控除}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{所得税}}$$

総所得金額から所得控除額を差し引いた金額を<sup>かぜいそうしよとくきんがく</sup>課税総所得金額とといいます。

所得控除については、1.9 以降に記載。

## 例. 所得税の計算

総所得金額が 200 万円、所得控除が 76 万円、税率が 5% の場合、所得税は、

$$(2,000,000 \text{ 円} - 760,000 \text{ 円}) \times 5\% = 62,000 \text{ 円}$$

## 1.8 所得税の税率

## ▶▶ 所得税率は、所得が多くなるにつれて上がる。

所得税の税率は、課税所得金額に応じて変化します。課税所得金額に対する所得税率は以下の図 1.8.1 に示すとおりです。

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円
4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超え	45%	4,796,000円

※ 加えて、「復興特別所得税」として基準所得税額×2.1%の金額が加算されます（平成25年から令和19年まで）。

※ 基準所得税額とは：税率をかけて算出した所得税額から、配当控除などの税額控除を差し引いた後の所得税額。

図 1.8.1 所得税率

## 例. 所得税率の適用

課税所得金額（所得金額から所得控除額を差し引いた額）が 200 万円の場合、所得税は、

$$2,000,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = 102,500 \text{ 円 (所得税)}$$

## 【ほそく】： 超過累進税率（所得が多くなるにつれて、税率が高くなります。）

所得税率は、所得が多くなるにつれて段階的に税率が高くなります（図 1.8.2）。これを「超過累進税率」とよびます。超過累進税率は、納税者の支払い能力に応じて公平に税を負担する仕組みになっています。

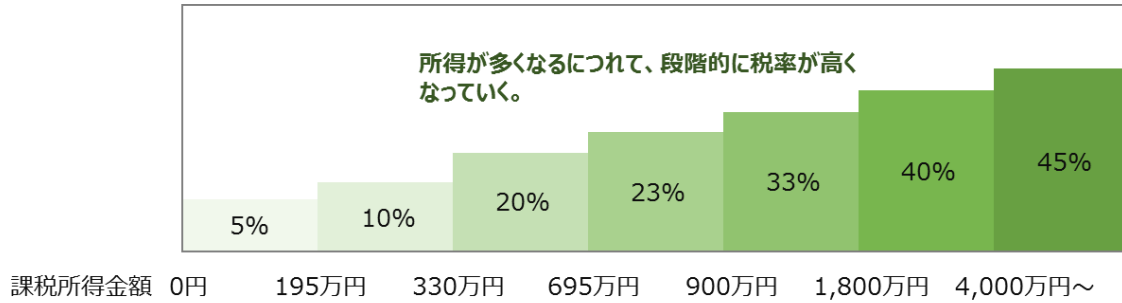


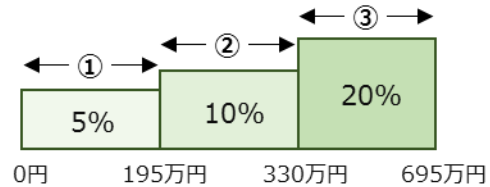
図 1.8.2 超過累進税率

## 例. 超過累進税率の適用

以下のように、課税所得に設定されている税率を適用させ、それぞれを合計して所得税額を算出します。

課税所得金額が695万円の場合、所得税額は、

- ① 195万円 × 5% = 97,500円
- ② 135万円 × 10% = 135,000円
- ③ 365万円 × 20% = 730,000円



$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 962,500 \text{円 (所得税額)}$$

図1.8.1のように、あとから控除額を差し引く計算方法でも算出結果は上記と同じ。

$$695 \text{万円} \times 20\% - 427,500 \text{円} = 962,500 \text{円 (所得税額)}$$

## 1.9 所得控除

### ▶▶ 所得控除とは、税の負担を軽くする制度。

所得控除とは、災害・病気・家族の状況といった個人の事情等によって税の負担を軽減する制度です。以下の図 1.9.1 に所得控除の種類および控除額を示します。

控除額は、所得税と住民税で異なります（住民税では基礎控除が43万円など）。  
日本国内に住所などがない場合の所得控除は、雑損控除、寄附金控除、基礎控除の三つ。

控除種類	内容	区分	控除額   所得税
基礎控除	一律に適用される所得控除	すべての方	480,000円
配偶者控除	妻または夫がいる場合に適用される所得控除	一般の控除対象配偶者	380,000円
		70歳以上の控除対象配偶者	480,000円
配偶者特別控除	妻または夫が一定の要件を満たした場合に適用される所得控除	配偶者の所得金額 <sup>※</sup> が48万超～133万以下	0～380,000円
扶養控除	扶養している親族がいる場合に適用される所得控除	16歳以上の一般の控除対象扶養親族	380,000円
		19歳以上23歳未満の特定扶養親族	630,000円
		70歳以上の同居老親等の老人扶養親族	580,000円
		70歳以上の同居老親等以外の老人扶養親族	480,000円
障害者控除	本人または親族等に障害をもつ者がいる場合に適用される所得控除	一般の障害者	270,000円
		特別障害者	400,000円
		同居特別障害者	750,000円
寡婦控除	寡婦である場合に適用される所得控除	寡婦	270,000円
ひとり親控除	ひとり親である場合に適用される所得控除	ひとり親	350,000円
勤労学生控除	勤労学生である場合に適用される所得控除	勤労学生にあてはまる方	270,000円
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に適用される所得控除	社会保険料を支払った方	支払った金額
医療費控除	一定以上の医療費を支払った場合に適用される所得控除	医療を受けた方	最高200万円
雑損控除	災害等によって損害を受けた場合に適用される所得控除	損害を受けた方	(損失の金額) - (総所得金額等 × 10%)

上記のほか、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除があります。  
※ 合計所得金額

図 1.9.1 所得控除の種類と控除額

ここから各種類の所得控除についてくわしく説明していきます。

### 1.9.1 基礎控除

基礎控除とは、納税者すべてに一律に控除される所得控除です。

#### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.1.1 に示すとおりです。

※合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

個人の合計所得金額	控除額
2400万円以下	480,000円
2450万円以下	320,000円
2500万円以下	160,000円
2500万円超え	0円

住民税における基礎控除額は  
順に43万円・29万円・15万円・0円となります。

図 1.9.1.1 基礎控除

## 1.9.2 配偶者控除（配偶者とは、妻または夫のこと）

配偶者控除とは、控除対象配偶者がいる場合に適用される所得控除です。

### ▶ 控除対象となる配偶者とは

控除対象配偶者とは、次の要件にすべてあてはまる方をいいます。

#### 【要件】

- 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の者は控除対象外）
- 納税者（控除を受ける者）と生計を一にしていること※1
- 年間の合計所得金額※2が48万円以下であること

※1 生計を一にするとは、日常生活の生計を共通していることをいいます。くわしくは、巻末 1.7 に記載。

※2 合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.2.1 に示すとおりです。

控除を受ける方の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	380,000円 (住民税においては330,000円)	480,000円 (380,000円)
900万円超950万円以下	260,000円 (220,000円)	320,000円 (260,000円)
950万円超1,000万円以下	130,000円 (110,000円)	160,000円 (130,000円)

※老人控除対象配偶者とは70歳以上の方をいいます。

図 1.9.2.1 配偶者控除

※合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用はできません。



### 1.9.3 配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、はいぐうしゃとくべつこうじょ控除対象配偶者にあてはまらない配偶者のうち、一定の要件を満たす場合に適用される所得控除です。

#### ▶ 配偶者特別控除対象となる配偶者とは

次の要件にすべてあてはまる方は配偶者特別控除の適用対象となります。

#### 【要件】

- 控除を受ける者のその年における合計所得金額<sup>※1</sup>が1,000万円以下であること
- 配偶者が次のすべてにあてはまること
  - 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の者は控除対象外）
  - 納税者（控除を受ける者）と生計を一にしていること<sup>※2</sup>
  - 他人の<sup>ふようしんぞく</sup>扶養親族となっていないこと
  - 年間の合計所得金額<sup>※1</sup>が48万円超から133万円未満であること

※1 合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

※2 生計を一にするとはい、日常生活の生計を共通していることをいいます。くわしくは、巻末 1.7 に記載。

（注）夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

#### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.3.1 に示すとおりです。

- 控除を受ける方の合計所得金額が900万円以下のとき

配偶者の合計所得金額	控除額
48万超～95万円以下	380,000円
100万円以下	360,000円
105万円以下	310,000円
110万円以下	260,000円
115万円以下	210,000円
120万円以下	160,000円
125万円以下	110,000円
130万円以下	60,000円
133万円以下	30,000円

- 控除を受ける方の合計所得金額が900万円超～950万円以下のとき

配偶者の合計所得金額	控除額
48万超～95万円以下	260,000円
100万円以下	240,000円
105万円以下	210,000円
110万円以下	180,000円
115万円以下	140,000円
120万円以下	110,000円
125万円以下	80,000円
130万円以下	40,000円
133万円以下	20,000円

- 控除を受ける方の合計所得金額が950万円超～1000万円以下のとき

配偶者の合計所得金額	控除額
48万超～95万円以下	130,000円
100万円以下	120,000円
105万円以下	110,000円
110万円以下	90,000円
115万円以下	70,000円
120万円以下	60,000円
125万円以下	40,000円
130万円以下	20,000円
133万円以下	10,000円

図 1.9.3.1 配偶者特別控除

## 1.9.4 扶養控除とは (扶養するとは、「生活できるように世話をする・養う」という意味)

扶養控除とは、控除対象扶養親族がいる場合に適用される所得控除です。

### ▶ 控除対象扶養親族とは

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

### ▶ 扶養親族とは

扶養親族とは、次の要件にすべてあてはまる方をいいます。

#### 【要件】

- 配偶者以外の親族であること
- 納税者（控除を受ける者）と生計を一にしていること<sup>※1</sup>
- 年間の合計所得金額<sup>※2</sup>が48万円以下であること

※1 生計を一にするとは、日常生活の生計を共通していることをいいます。くわしくは、巻末1.7に記載

※2 合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末1.3に記載。

(注) 配偶者以外の親族のほかにも、「養育を委託された児童」または「養護を委託された老人」も、扶養親族に該当します。

### ▶ 控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族は、以下の図1.9.4.1のように区分されます。

区分	年齢等の要件	
一般の扶養親族	年齢16歳以上18歳以下の方 年齢23歳以上69歳以下の方	
特定扶養親族	年齢19歳以上22歳以下の方	
老人扶養親族	年齢70歳以上の方	
同居する老人扶養親族 (同居老親)	年齢70歳以上の方	納税者本人またはその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）であり、いずれかと同居をしている方

図 1.9.4.1 控除対象扶養親族の区分

### ▶ 控除額

控除額は以下の図1.9.4.2に示すとおりです。

区分	控除額	
一般の扶養親族	380,000円 (住民税においては330,000円)	
特定扶養親族	630,000円 (450,000円)	
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円 (380,000円)
	同居老親等	580,000円 (450,000円)

図 1.9.4.2 扶養控除

※控除対象者1人に付き1人が扶養控除を申告できます。たとえば夫婦二人ともが1人の子に対して扶養控除を申告することはできません。

## 1.9.5 医療費控除

医療費控除とは、本人または生計を一にする配偶者・その他の親族に係わる医療費を支払ったときに適用される所得控除です。

※生計を一にするとは、日常生活の生計を共通していることをいいます。くわしくは、巻末 1.7 に記載

### ▶ 控除額

控除額は、次の式（図 1.9.5.1）によって算出される金額です。

総所得金額等とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額。くわしくは巻末 1.2 に記載。

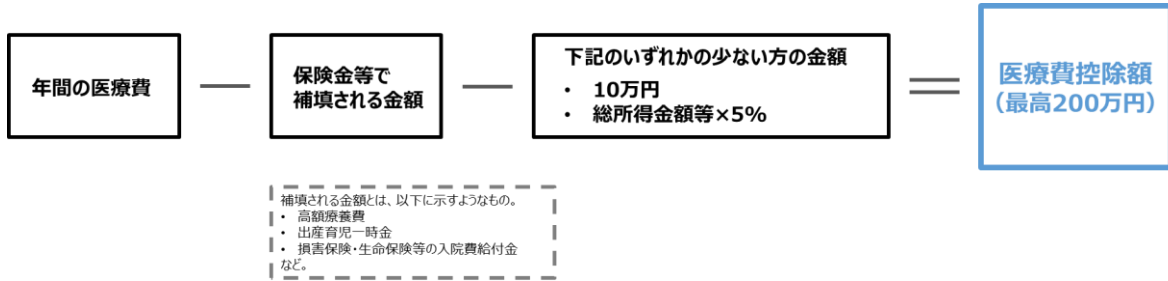


図 1.9.5.1 医療費控除

### 控除対象となる医療費

- 医師または歯科医師による診療または治療
- 治療または療養に必要な医薬品の購入
- 病院、診療所または助産所へ収容されるための人的役務の提供
- あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等または柔道整復師による施術
- 保健師、看護師または准看護師による療養上の世話
- 助産師による分娩の介助
- 介護福祉士による喀痰吸引等および認定特定行為業務従事者による特定行為に係わる費用

（注意）控除対象外の医療費など

- 傷病手当、出産手当金は補填される金額には該当しない。
- 健康増進や疾病予防などのための医薬品（ビタミン剤等）の購入費は、医療費とはならない。
- 治療のための整形外科手術の費用は認められるが、美容整形の費用は認められない。
- 健康診断のための費用（人間ドック）は医療費となるが、その健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費に該当する。
- 入院中等に栄養食品などとして購入する果物、牛乳などの費用は、医療費とはならない。

## 1.9.6 社会保険料控除

社会保険料控除とは、本人または生計を一にする配偶者・その他の親族の負担すべき社会保険料を支払ったときに適用される所得控除です。

※生計を一にするとは、日常生活の生計を共通していることをいいます。くわしくは、巻末 1.7 に記載

### ▶ 控除対象となる社会保険料

控除対象となる社会保険料は、健康保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法などの規定による保険料または掛け金などに限られます。

### ▶ 控除額

各年において支払った金額または給与から控除される金額がそのまま控除額となります。

## 1.9.7 障害者控除

障害者控除とは、本人が障害をもつ場合または控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害をもつ方がいる場合に適用される所得控除です。

### ▶ 障害者控除の対象となる範囲

障害者控除の対象となる範囲を以下の図 1.9.7.1 に示します。

障害者	特別障害者
1. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある方	同左
2. 精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された方	左のうち、重度の知的障害者と認定された方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	左のうち、障害者等級が1級と記載されている方
4. 身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている方	左のうち、障害の程度が1級または2級と記載されている方
5. 戦傷病者手帳の交付を受けている方	左のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までに該当する旨が記載されている方
6. 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方	同左
7. 常に就床を要し、複雑な介護を要する方	同左
8. 精神または身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が上記の1、2または4に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方	左のうち、その障害の程度が上記の1、2または4に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方

図 1.9.7.1 障害者控除の対象となる範囲

### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.7.2 に示すとおりです。

区分	控除額
障害者	270,000円 (住民税においては260,000円)
特別障害者	400,000円 (300,000円)
同居特別障害者	750,000円 (530,000円)

図 1.9.7.2 障害者控除

## 1.9.8 寡婦控除

寡婦控除とは、本人が寡婦である場合に適用される所得控除です。

### ▶ 寡婦控除の対象となる範囲

寡婦とは、次の図 1.9.8.1 に示す要件に当てはまる方をいいます。

総所得金額等とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額。くわしくは巻末 1.2 に記載。

合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

	死別・離婚要件	扶養親族の要件	所得要件
寡婦	夫と離婚	扶養親族を有すること	合計所得金額が 500万円以下であること
	夫と死別（生死不明）	扶養親族を有しなくともよい	合計所得金額が 500万円以下であること

※事実上婚姻関係がある場合は対象外となります。

図 1.9.8.1 寡婦控除の対象となる範囲

### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.8.2 に示すとおりです。

合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得金額の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

区分	控除額
寡婦控除	270,000円 (住民税においては260,000円)

図 1.9.8.2 寡婦控除

## 1.9.9 ひとり親控除

ひとり親控除とは、本人がひとり親である場合に適用される所得控除です。

### ▶ ひとり親控除の対象となる範囲

ひとり親とは、次の図 1.9.9.1 に示す要件に当てはまる方をいいます。

総所得金額等とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額。くわしくは巻末 1.2 に記載。

合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

	要件①	要件②	要件③
ひとり親	婚姻していないこと (または配偶者の生死が不明) ※事実婚もしていないこと	総所得金額等が48万円以下の 生計を一にする子を有すること	合計所得金額が 500万円以下であること

※子は、ほかの者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

図 1.9.9.1 ひとり親控除の対象となる範囲

### ▶ 控除額

控除額は以下の図 1.9.9.2 に示すとおりです。

合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得金額の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末 1.3 に記載。

区分	控除額
ひとり親控除	350,000円 (住民税においては300,000円)

図 1.9.9.2 ひとり親控除

### 1.9.10 勤労学生控除

勤労学生控除とは、本人が勤労学生である場合に適用される所得控除です。

#### ▶ 勤労学生とは

勤労学生とは、次の要件にすべてあてはまる方をいいます。

#### 【要件】

- 本人の勤労に基づく所得があること（給与所得など）
- 合計所得金額<sup>※</sup>が75万円以下であり、給与所得以外の所得が10万円以下であること
- 特定の学校の学生、生徒であること  
特定の学校とは、次のいずれかの学校。
  - 学校教育法第1条に規定する学校
  - 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校または各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
  - 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

※合計所得金額とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額（繰越控除前）。くわしくは巻末1.3に記載。

#### ▶ 控除額

控除額は、270,000円。

### 1.9.11 雑損控除

雑損控除<sup>ざつそんこうじよ</sup>とは、災害、盗難または横領によって資産に損害を受けたときや、災害によりやむを得ない支出をしたときに適用される所得控除です。

#### ▶ 損失の原因とは

損失の原因は、次のいずれかの場合に限ります。

- 災害（自然災害、火災など人為による災害、害虫などの災害）
- 盗難
- 横領

#### ▶ 雑損控除の対象となる資産の所有者とは

雑損控除の対象となる資産の所有者は、次のどちらかにあてはまる方に限ります。

- 納税者本人
- 納税者と生計を一にする配偶者その他親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の方

※総所得金額等とは、山林所得・退職所得を含む各種所得の合計額。くわしくは巻末1.2に記載。

#### ▶ 雑損控除の対象となる資産の要件

雑損控除の対象となる資産は、原則として、生活に通常必要な資産に限られます。

**次に示す資産の損失は、雑損控除の対象外。**

- 棚卸資産
- 事業用固定資産および繰延資産
- 山林

- 生活に通常必要でない資産

生活に通常必要でない資産とは、以下に示すようなもの。

- 趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産
- 趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（平成26年4月1日以後の損失に限る）
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董など
- 競走馬その他射的的行為の手段となる動産

#### ▶ 控除額

控除額は、次のいずれか多いほうの金額となります。

- (損失の金額) - (総所得金額等) × 10%
- (損失の金額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

損失の金額とは、次に示す計算式のとおり。

損失の金額 = 資産の損失額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などにより補填される金額

災害関連支出の金額とは、損壊した住宅・家財などの取壊し・除去費用など、災害に関連して支出したやむをえない費用のこと

#### (注意)

- その年の所得金額から控除しきれなかった部分の金額は、翌年以降3年間に繰り越して控除できる。
- 災害により損害を受けた場合、税金面の救済の方法として雑損控除または災害減免法のいずれか有利な方法を選択できる。どちらを適用するにも確定申告が必要。災害減免法については、巻末1.6に記載。



## 1.10 所得税の計算

▶▶ 所得税は、課税総所得金額に税率をかけて算出した金額。

所得税の計算過程は、次のとおりです（図 1.10.1）。

### ▶ 所得税の計算過程

#### [STEP1]

各種所得金額を合計して総所得金額を算出します(山林所得・退職所得は除く)。※1

#### [STEP2]

総所得金額から所得控除額を差し引く（差し引いた後の金額を課税総所得金額という）。

#### [STEP3]

課税総所得金額に税率をかけます。

#### [STEP4]

税率をかけて算出された金額が所得税額となります。※2

#### [確定申告による精算]

確定申告により納付する所得税額は、さらに、源泉徴収税額と予定納税額を控除した金額です。

※1 必要経費等控除後、損益通算、損失の繰越控除などを行います。

※2 税率適用後、算出された金額から配当控除等の税額控除を行った金額が1年間の所得金額に係わる所得税額となります。

#### 用語補足

総所得金額とは：山林所得・退職所得を除く、各種所得の合計額のこと。くわしくは、巻末 1.1 に記載。

所得控除とは：家族構成などの状況に応じて14種の所得控除があります。

確定申告とは：所得税を申告・納税する手続き。

源泉徴収とは：給料などからあらかじめ所得税を差し引いて納税する制度。

予定納税とは：数回に分けて所得税を納税させる制度。



図 1.10.1 所得税の計算

## 1.11 分離課税について

▶▶ 分離課税になる所得は、ほかの所得と合計しないで税額を計算する。

所得税は、各種の所得金額を合計し（総所得金額の算出）、その金額について税額を計算して納税する総合課税<sup>※</sup>が原則です。しかし、一部の所得については他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算して納税する「分離課税」になる所得があります。分離課税となる所得については内容に応じて税率が定められています。

▶ 分離課税対象となる所得の一例

- 退職所得
- 山林所得
- 株式等の譲渡による譲渡所得
- 土地建物等の譲渡による譲渡所得

など。

※総合課税とは：給与所得や事業所得など各種所得を合計し、その合計額について所得税の計算をする制度。

### 問 1.2

- (1) 各種所得（山林所得・退職所得は除く）を合計した金額を何と呼ぶか。
- (2) 総合課税と分離課税について簡単に説明せよ。
- (3) 超過累進税率とは、どういう仕組みか説明せよ。
- (4) 収入が給与収入のみ（500万円）で以下の条件の場合、所得税がいくらになるか算出せよ。

**条件**（基礎控除 48万円、社会保険料控除 70万円、そのほかの所得控除は 0円とする。）